



2025年6月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	2025年6月24日付け、税務局発行の個人所得税の控除証明書の使用に関するオフィシャルレター・第1992/CT-CS号	PIT
<u>2</u>	2025年6月3日付け、15区域税務支局発行の拡張投資プロジェクトに対する法人税優遇措置の適用に関するオフィシャルレター第2941/CCTKV15-QLDN3-DON号	CIT
<u>3</u>	2025年5月30日付け、税務局発行の法人税に関する新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに対する法人税の税務政策に関するオフィシャルレター第1482/CT-CS号	CIT
<u>4</u>	2025年6月11日付け、16区域税務支局発行の法人所得税に対する優遇税制政策および法人税確定申告時における為替差損益の評価に関するオフィシャルレター第962/CCTKV.XVI-QLDN4-TNI号	CIT
<u>5</u>	ベトナム国会決議発行の付加価値税の減税に関する決議第204/2025/QH15号	VAT
<u>6</u>	2025年5月29日付け、17区域税務支局発行の輸出用サンプル品の売上計上及び付加価値税インボイスの作成に関するオフィシャルレター第1219/CCTKV17-QLDN1号	VAT

内容

<u>7</u>	2025年6月11日付け、17区域税務局発行の中古トラックの販売活動に係る付加価値税率に関するオフィシャルレター第1674/CCTKV17-QLDN1号	VAT
<u>8</u>	2025年5月29日付け、ビンズオン省の16区域税務局発行のオフィシャルレター第9213/CCTKV.XVI-QLDN2号に基づき、2025年6月1日以降、商品を輸出する企業および海外向けにサービスを提供する企業は、以下の事項に留意する必要がある	OTH
<u>9</u>	2025年6月5日付け財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定を紹介に関するオフィシャルレター第1591/CT-CS号	OTH
<u>10</u>	2025年6月9日付け、政府発行の電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理の規定に関する政令第117/2025/NĐ-CP号	OTH

1 個人所得税の控除証明書

2025年6月24日付け、税務局発行の個人所得税の控除証明書の使用に関するオフィシャルレター・第1992/CT-CS号

- 個人が所得税の確定申告を給与支払者に委任する場合、給与支払者は従業員に対して個人所得税の源泉徴収証明書を発行しない。
- 個人が直接税務当局に確定申告を行う場合、確定申告書類には、当該年に源泉徴収された個人所得税を証明する源泉徴収証明書を添付する。
- 規定によれば、個人の給与所得に係る個人所得税の確定申告期限は、給与支払者の申告期限後となる。あるケースでは、暦年終了後に個人が確定申告を済ませたが、給与支払者が個人所得税の確定申告を行う前に税務システムが個人の所得情報および源泉徴収税額を完全に把握していない場合がある。この場合、個人所得税の源泉徴収証明書は、個人の確定申告の根拠となり、税務当局が申告内容と照合する基礎資料となる。

1 個人所得税の控除証明書

- 給与支払者が個人所得税の確定申告を完了し、個人の所得情報および源泉徴収税額を税務システムに正確に申告し、かつ給与支払者が確定申告を行う個人に対して源泉徴収証明書を発行する場合、労働者は給与支払者と自身の所得および源泉徴収税額の情報相互に照合でき、不正な所得・源泉徴収額申告を防止できる。
- 一方、給与支払者が事業停止により源泉徴収証明書を発行できない場合、税務当局は税務システムのデータベースに基づき、個人の確定申告書類を処理し、源泉徴収証明書の提出を必須としない。
- 2025年6月1日以降、電子個人所得税源泉徴収証明書の利用は、2025年3月20日付府政令第70/2025/ND-CP号および2025年5月31日付財務省通達第32/2025/TT-BTC号の規定に従って行われる。

2 拡張投資プロジェクトに対する法人税優遇措置

2025年6月3日付け、15区域税務支局発行の拡張投資プロジェクトに対する法人税優遇措置の適用に関するオフィシャルレター第2941/CCTKV15-QLDN3-DON号

- 企業が既存の投資プロジェクトを拡大し、同一所在地で生産規模の拡大、能力向上、製造技術革新を行う場合、通達78/2014/TT-BTC号の第18条第6項a項（通達96/2015/TT-BTC号の第10条第4項により改正・追加）の拡張投資プロジェクトのいずれかの基準を満たせば、追加収益に対して新規投資プロジェクトと同等の免税・減税期間（安福工業団地の新規投資プロジェクトに適用されるが優遇税率は適用されない）（通達78/2014/TT-BTC号の第20条第3項、通達151/2014/TT-BTC号の第6条により改正・追加）が適用される。
- 一方、既存プロジェクトの残存期間の法人税優遇を選択する場合、拡張投資プロジェクトは2013年12月26日付政令218/2013/ND-CP号に基づく優遇対象分野または地域に属し、かつ既存プロジェクトと同分野・地域でなければならない。

法人税に関する新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに対する法人税の税務政策

2025年5月30日付け、税務局発行の法人税に関する新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトに対する法人税の税務政策に関するオフィシャルレター第1482/CT-CS号

- 2015年1月1日以降、通達96/2015/TT-BTC第10条第3項、第4項および第13条第1項に基づき、企業の投資プロジェクト所在地が優遇税制地域に変更された場合、企業は変更後の課税期間から残存期間に対して税制優遇を受けることができる。
- また、企業のプロジェクトが通達96/2015/TT-BTC第10条第4項に規定される拡張投資プロジェクトの条件を満たす場合、既存プロジェクトの残存期間に対する法人税優遇を選択するか、新規投資プロジェクトの優遇期間と同等の免税・減税期間を拡張投資による追加収益に適用することができる。

法人所得税に対する優遇税制政策および法人税確定申告時における為替差損益の評価

2025年6月11日付け、16区域税務支局発行の法人所得税に対する優遇税制政策および法人税確定申告時における為替差損益の評価に関するオフィシャルレター第962/CCTKV.XVI-QLDN4-TNI号

1. 輸出加工企業において不動産譲渡が発生する場合、当該企業は、法人税および付加価値税の納税義務を負うものとされる。実際の取引状況に応じて、適用される税率は、現行法令に基づき判断される。
2. 同一の課税期間中に、企業が一つの所得に対して複数の優遇税制の適用要件を満たしている場合、該当企業は、実際の取引状況に基づき、最も有利な優遇措置の適用を選択することができる。
3. 企業は、営業取引に関連して発生した為替差損益に関して、実際の取引状況に基づき、営業費用または収益として認識する必要がある為替差損益の認識時点は、法令に基づく財務諸表作成時点とされる。

5 付加価値税の減税

ベトナム国会決議発行の付加価値税の減税に関する決議第204/2025/QH15号

本決議により、国会は以下のとおり決議した。

- 付加価値税法第48/2024/QH15号第9条第3項に規定の対象品目について、付加価値税率を2%引き下げ、8%とする。
- 減税の適用除外となるケース：通信、金融、銀行、証券、保険、不動産取引、金属製品、鉱産品（石炭を除く）、特別消費税の課税対象となる商品・サービス（ガソリンを除く）。
- 本決議は2025年7月1日から2026年12月31日まで有効とする。

6 輸出用サンプル品の売上計上及び付加価値税インボイスの作成

2025年5月29日付け、17区域税務支局発行の輸出用サンプル品の売上計上及び付加価値税インボイスの作成に関するオフィシャルレター第1219/CCTKV17-QLDN1号

- 企業が商法に基づく適切な手続きでサンプル輸出を行い、顧客の試用に無償提供する場合、商品の出荷時には、2020年10月19日付政府政令第123/2020/ND-CP号第4条第1項に従い請求書を作成し、請求書には商品名・数量を記載し「サンプル品」と明示し、課税価格はゼロ（0）とする。一方、商法の規定に従わない販促目的の物品・サービスは、財務省2013年12月31日付通達第219/2013/TT-BTC号第7条第5項に基づき、社内消費、贈与等として申告・課税するものとする。
- 企業がサンプル品を海外へ輸出する場合、財務省2013年12月31日付通達第219/2013/TT-BTC号第9条に定める輸出物品・サービスの条件を満たせば、税率0%が適用される。

7 中古トラックの販売活動に係る付加価値税率

*2025年6月11日付け、17区域税務局発行の中古トラックの販売活動に係る付加価値税率に関する
オフィシャルレター第1674/CCTKV17-QLDN1号*

企業が中古トラックを販売する場合、付加価値税減税の対象外となる商品・サービスのリストの附属書IIに含まれていない限り（当該商品が特別消費品を含む）、政府の政令第180/2024/ND-CP号の規定に基づき、付加価値税の減税対象となる。

企業は、自動車登録証明書および車両検査証をもとに、上記規定と照らし合わせて対応を行う必要がある。

8 商品を輸出する企業および海外向けにサービスを提供する企業

2025年5月29日付け、ビンズオン省の16区域税務局発行のオフィシャルレター第9213/CCTKV.XVI-QLDN2号に基づき、2025年6月1日以降、商品を輸出する企業および海外向けにサービスを提供する企業は、以下の事項に留意する必要がある

- 税務機関と電子的な方法で商業用電子インボイスの情報連携および転送に関する条件を満たしている場合、企業は輸出時において、付加価値税（VAT）の申告に電子商業インボイスを使用することができる。

一方、上記の情報連携および転送条件を満たしていない場合には、当該企業は輸出取引に係るVAT申告を目的として、電子付加価値税インボイスまたは電子販売インボイスのいずれかを作成することができる。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

2025年6月5日付け財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定を紹介に関するオフィシャルレター第1591/CT-CS号

I. 通達第31/2025/TT-BTC号

通達第31/2025/TT-BTC号は、通達第23/2021/TT-BTC号の一部条項を改正・補足し、酒類およびたばこの電子シールの印刷、発行、管理および使用に関する指導を行うものである。主な改正点は以下の通り：

- **電子シールの登録・使用受付**：税務手続情報システムは、04/TEM、07/TEM様式の通知を自動的に発行する。
- **電子シールの無効事例**：紛失、焼失、破損した電子シールに関し、組織または個人が税務手続情報システムで報告・通知を行うことを規定に追加し、税務当局から電子シールの無効通知は不要とする。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- **電子シールの購入**：組織または個人が電子シールを購入・受領する際に税務当局へ提出すべき書類・資料を廃止する。
- **電子シールのQRコード情報**：製造部門へ電子シールを発行する際、組織または個人はQRコードをスキャンし、商品名、製造日時、計量単位（リットル／本）、製品販売単価などのデータを入力して電子シールデータ管理システムと連携させる。利用者や関係機関は、税務電子情報ポータルにてシール種類名、様式記号、シール記号、生産者名・納税者番号、販売税務機関名、販売日、商品名、製造日時、計量単位、販売単価の情報を照会可能である。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- **生産停止・解散・破産・分割・合併・税務管理機関変更時の電子シール処理**：企業は、生産停止通知または解散・破産・合併決定日から5営業日以内に、在庫の電子シールを決算および廃棄しなければならない。分割・合併・税務管理機関変更で在庫電子シールの継続使用を希望する場合は、税務手続情報システムで調整登録を行う。
- **電子シールの損傷処理**：倉庫内または製造過程で破損（破れ、文字消失、破砕）した電子シールの廃棄について規定する。製品に貼付し使用報告済みの電子シールが流通過程で損傷、または製品が廃棄された場合も、電子シールを廃棄しなければならない。組織・個人は、損傷電子シールの廃棄結果を5営業日以内に様式04/TEMで税務手続情報システムに報告する義務がある。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- **電子シール印刷費用**：電子シールの販売価格は、印刷費用全額および税金を回収する原則で決定される。
- **様式の改訂・廃止**：通達第23/2021/TT-BTC号の様式02/TEM、04/TEM、07/TEMをそれぞれ新様式に改訂し、様式03/TEMおよび05/TEMを廃止する。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

II. 通達第32/2025/TT-BTC号

通達第32/2025/TT-BTC号は、税務管理法、政令第123/2020/ND-CP号および第70/2025/ND-CP号に基づく請求書・証憑に関する一部事項を指導するものである。主な内容は以下の通り。

- **消費者に対する請求書取得促進策**：税務局は電子インボイスのデータベースを活用し、消費者が購入者である電子インボイスを対象とした「ラッキーインボイス」プログラムを構築・実施する。
- **電子インボイスの委任発行**：受任者が作成する電子インボイスは、委任者の税額計算方法に適合することを規定に追加する。委任契約には委任者および受任者の情報を含める必要がある。個人事業主が電子商取引プラットフォーム管理組織に請求書発行を委任する場合、当該組織は税務当局に通知しなければならない。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- 様式記号、請求書記号、請求書連名：電子インボイスの様式記号7（電子商取引インボイス）、8（税金・手数料等徴収を統合した付加価値税電子インボイス）、9（税金・手数料等徴収を統合した販売電子インボイス）を追加。電子商取引インボイスには「X」文字を付加。
- 特定のその他ケースへの電子インボイス適用：金融派生商品販売、工業給食サービス、商品取引所サービス、信用情報サービス、タクシー旅客運送サービス（法人・団体顧客対象）を追加。リース会社向け請求書作成指導も追加。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- 電子インボイス登録時の高リスク納税者判定基準：5項目を追加
 1. 納税者の所有者または代表者が、権限ある機関から請求書の詐欺・売買に関する結論を受けている場合。
 2. 納税者の所有者または代表者が、マネーロンダリング防止法に基づく疑わしい取引リストに掲載されている場合。
 3. 納税者が、本店所在地を具体的でない住所、営業許可のないマンション、または県・市の管轄外の営業場所として登録している場合。
 4. 納税者の代表者または所有者が「税務停止中であるが納税者番号の廃止手続き未了」または「登録住所での営業停止中」の状態にある場合、もしくは税務、請求書、証憑に関する違反行為がある場合。
 5. 納税者が税務当局により他のリスク兆候が認められ、納税者へ通知が行われている場合。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- **証憑の使用**：税務支局は、農地使用税および非農地使用税を個人・世帯から徴収するため、電子税収証明書様式CTT50を作成する。
- **電子インボイスソリューションおよび関連サービス提供組織の基準**：税務局は、税務局の電子情報ポータルにて規定を完全に満たす組織のリストを公開し、税務当局が直接電子インボイスサービス提供組織を選定して接続する方式は廃止する。
- **施行日**：本通達は2025年6月1日から施行され、通達第78/2021/TT-BTC号を廃止する。2025年発令の第70/2025/ND-CP号政令が施行され次第、個人所得税の源泉徴収義務者は、従来使用していた電子個人所得税源泉徴収証明書の使用を中止し、第70/2025/ND-CP号政令に基づく運用に切り替えるものとする。

財務省発行の通達第31/2025/TT-BTC号および通達第32/2025/TT-BTC号における新たな規定

- **経過規定：**個人事業主および個人事業者は、税務当局が使用登録を承認した時点から、レジスター発行の電子インボイスを使用する。企業が電子インボイスの使用登録を済ませているが、税務当局の定める標準データ形式に適合していない場合は、レジスター発行の電子インボイスの使用登録を行う。過去の規定に基づき誤って作成されたインボイスを発見した場合、売手・買手は合意書を作成し、新たに「…様式番号…記号…番号…年月日…に代わるもの」と明記した電子インボイスを発行しなければならない。
- 企業が、2025年発令第70/2025/ND-CP号政令第1条第8項に該当する、消費者に直接商品販売またはサービス提供を行う場合に、税務当局へ電子インボイスの使用登録をしているが、税務当局のコード付き電子インボイスまたは電子データとしての要件を満たしていない場合は、規定に従いレジスター発行の電子インボイスの使用登録を行うものとする。

電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理

2025年6月9日付け、政府発行の電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理の規定に関する政令第117/2025/ND-CP号

本政令第117/2025/ND-CP号において、政府は、電子商取引プラットフォームやデジタルプラットフォームを通じて事業を行う個人・世帯に対して、源泉徴収および納税代行に関する具体的な規定を定めている。

- 国内外の電子商取引プラットフォームを管理する組織（電子商取引プラットフォームの管理を直接行う所有者または管理を委託された者を含む）は、電子商取引プラットフォーム上で事業活動を行う個人・世帯が国内において発生させた各取引に係る商品・サービスの提供に対して、付加価値税法の規定に従い、付加価値税を源泉徴収し、納税代行を行うものとする。

電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理

2025年6月9日付け、政府発行の電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理の規定に関する政令第117/2025/ND-CP号

- 国内外の電子商取引プラットフォームを管理する組織（電子商取引プラットフォームを直接管理する所有者またはその管理を委任された者を含む）は、電子商取引プラットフォーム上で事業活動を行う居住者である個人・世帯による、国内外における収益が発生する各商品の提供・サービス取引に関しては、個人所得税法の規定に従い、個人所得税の源泉徴収および納税代行を行うものとする。非居住者である個人・世帯が電子商取引プラットフォーム上で行う、国内における各取引に係る商品・サービスの提供から発生する所得に関して、個人所得税法の規定に従い、個人所得税の源泉徴収および納税代行を行うものとする。

電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理

2025年6月9日付け、政府発行の電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理の規定に関する政令第117/2025/ND-CP号

留意:

- 電子商取引取引所の運営主体である組織、ならびに決済機能を有するデジタルプラットフォームの運営主体である組織は、プラットフォーム管理者として、電子ウォレット、銀行カード、決済口座への振込、統合型送金システム、代金引換（Cash On Delivery）など、その他の法律で認められた決済手段を通じて、購入者が直接支払いを行うことができるように構築されたプラットフォームを管理するものとする。

電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理

2025年6月9日付け、政府発行の電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理の規定に関する政令第117/2025/ND-CP号

また、政令第117/2025/ND-CP号第5条1項においては、電子商取引プラットフォーム及びデジタルプラットフォームにおける世帯・個人の事業活動に係る税の源泉徴収の実施時期に関して、政府により以下の通り規定されている。

政令第117/2025/ND-CP号第4条の規定に従い、電子商取引プラットフォームの管理組織は、同プラットフォーム上で発生する各取引（商品の販売またはサービスの提供）に対して、取引の成立および支払いの承認時点において、プラットフォーム上で事業を行う世帯・個人が納付すべき付加価値税および個人所得税の額を源泉徴収し、納付するものとする。

電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理

2025年6月9日付け、政府発行の電子商取引プラットフォームおよび個人・世帯デジタルプラットフォームにおいて事業活動を行う個人・世帯に対する税務管理の規定に関する政令第117/2025/NĐ-CP号

留意:

- 他のデジタル経済活動を行う組織とは、情報技術に関する法令に基づき、外国の電子商取引プラットフォームまたはデジタルプラットフォームの提供者に代わって、ベトナム国内において、デジタルコンテンツ製品・サービスに係る収入を個人または世帯に支払う組織を指す。
- 電子商取引取引所の運営主体である組織、決済機能を有するデジタルプラットフォームの運営主体である組織、ならびにデジタル経済活動を行うその他の組織（政令第117/2025/NĐ-CP第3条1項および第2項に規定）を、「電子商取引プラットフォーム管理組織」と呼ばれる。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年6月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

